

## まちづくりを考える会の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号。以下「基本条例」という。）附則第2項の規定に基づき、住民が地方自治の主権者であることを踏まえ、地方分権の進展又は地域の課題に対応できる地域自治組織のあり方を考え、住民自治を実践していくための組織を検討するため、まちづくりを考える会（以下「考える会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 考える会は、基本条例附則第2項各号に規定する事項（以下「附則規定事項」という。）について必要な調査又は協議を行う。

2 考える会は、附則規定事項につき、前項の協議において合意された地域自治組織の在り方について町長に報告又は提案することができる。

### (組織)

第3条 考える会の委員は、22名以内とし、各行政区代表をもって組織し、町長が委嘱する。

2 前項の委員は、各行政区から原則として2名を選出するものとする。

3 町長は前2項の委員のほか行政区からの推薦に基づき、必要に応じてオブザーバーを委嘱することができる。

4 オブザーバーは会議に出席し、意見を述べることができる。

5 考える会に委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員長は、会務を総理し、考える会を代表する。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

8 考える会は、第1項の委員又は第3項のオブザーバーのほかに専門的知識を有するアドバイザーの出席を求めることができる。

### (任期)

第4条 考える会の委員及びオブザーバーの任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の任期中に委員又はオブザーバーが欠けた場合の新たな委員又はオブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条に規定する所掌事務についてその目的を達成した時点で、任期が満了するものとする。

(会議)

第5条 考える会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 考える会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、地域協働部町民安全課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。